

施政方針

3月7日から19日まで行われた3月定例議会。井上町長の「施政方針」の主な内容を紹介します。

はじめに

町長に就任以来、信頼の回復と元気な町づくりを推進するため、財政の安定化を図り、福祉・教育・生活環境の充実等に努めてまいりました。今後とも、この基本理念のもとに、町民の皆さんとの対話を深めながら、安全で安心して暮らせる町、夢や希望が語り合える町を目指し、全力を尽くしてまいりたいと決意を新たにしています。

人事

桂川町役場では、3月末に12人（定年退職5人、退職勧奨7人）の職員が退職します。これにより平成20年度の新規採用職員については、保健師を含め4人の採用を行う予定です。町の将来を担う職員の研修・育成に積極的に取り組み、機能的・効率的な職場の体制づくりに努めたいと考えます。



機構改善

住民サービスの向上と税などの徴収業務の充実強化を図るため、現在の住民課から税務業務を分離し、新たに税務課を設置したいと考えます。また、健康づくり課は、課の名称に福祉が表記されていないため、住民福祉の観点から健康福祉課に名称を変更したいと考えています。機構改善の一環として、隣保館

業務の見直しを行います。これまで隣保館で行っていた同和対策事業を、他の関係各課に移行します。そして、隣保館事業と社会教育課の人権・同和教育係とを統合し、隣保館を人権教育・人権啓発等の拠点施設として活用したいと考えています。また、平成20年度には、現在各課で行っています「工事関係業務」「契約業務」「徴収業務」な

どの事務統合について、検討協議を行いたいと思います。そして、平成21年度以降における行政機構のスリム化と事務事業の効率化を、より一層図っていきたいと考えています。

